

長野県食品安全・安心条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 基本的施策（第7条―第19条）
- 第3章 自主回収の報告（第20条）
- 第4章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心のための施策の基本となる事項を定めることにより、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進し、もって食品の安全性を確保し、その安全性に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- (2) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）、添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (3) 食品関連事業者 食品等の生産、採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵又は販売の事業を行う者をいう。
- (4) 食品の安全・安心 食品の安全性が確保され、それにより県民が安心することができることをいう。

（基本理念）

第3条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食品の安全性が確保されているかどうかの判断は、科学的根拠に基づき行われるべきものであることに鑑み、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、行われなければならない。

3 食品の安全性の確保は、県、食品関連事業者及び県民の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たすことにより行われなければならない。

4 食品等の生産から消費に至る行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、食品の安全性の確保は、このために必要な措置がその行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

5 県民が安心して食品を摂取するためには、県民が食品の安全性に関し知識と理解を深め、信頼することが必要であることに鑑み、食品の安全・安心のための施策は、県、食品関連事業者及び県民が食品の安全性の確保に関する情報及び意見の交換を通じて、相互に理解し、及び協力して行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全・

安心のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項の規定による食品の安全・安心のための施策の策定に当たっては、県民及び食品関連事業者の意見を反映するよう努めるものとする。
- 3 県は、食品関連事業者及び県民に対し、正確かつ適切な食品の安全性に関する情報を提供するものとする。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品等の生産から販売に至る一連の行程(第17条において「食品供給行程」という。)の各段階において、食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講じなければならない。

- 2 食品関連事業者は、その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 食品関連事業者は、食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 食品関連事業者は、食品の安全性を確保するため、自主的な衛生管理に努めなければならない。
- 5 食品関連事業者は、県が実施する食品の安全・安心のための施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、食品の安全性に関し知識と理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する食品の安全・安心のための施策及び食品関連事業者が行う食品の安全・安心に関する取組について意見を表明するよう努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 県民は、自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行うよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本指針)

第7条 知事は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下この条において「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 食品の安全・安心のための施策に関する基本的方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民及び食品関連事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(関係法令に基づく措置)

第8条 県は、食品関連事業者による食品等の適切な管理が行われるようにするため、関係法令に基づき、食品関連事業者に対する監視及び指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(食品等の適正な表示の推進)

第9条 県は、食品等の表示が適正に行われるよう食品関連事業者に対する監視及び指導を実施するとともに、食品等の表示に関する制度の適切な運用その他必要な措置を講ずるものとする。

(食品関連事業者の自主的な取組の推進)

第10条 県は、食品関連事業者が行う自主的な食品の安全・安心に関する取組を促進するため、食品関連事業者が組織する団体等との連携を図り、食品関連事業者に対する情報の提

供及び指導その他の支援を行うものとする。

(食品の安全性に関する知識の普及等)

第11条 県は、県民が食育に関する活動その他の機会を通じて食品の安全性に関し知識と理解を深めることができるようにするため、正確かつ適切な食品の安全性に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の共有及び相互理解の推進)

第12条 県は、食品の安全・安心のための施策について県民及び食品関連事業者の意見を求めるとともに、県、県民、食品関連事業者等の関係者が相互に食品の安全性に関する情報を共有し、及び相互に理解することを推進するため、関係者が情報及び意見の交換をする場を設けることその他必要な措置を講ずるものとする。

(野生きのこによる健康被害の防止)

第13条 県は、野生きのこによる健康被害の発生の防止を図るため、野生きのこを取り扱う食品関連事業者に対する指導、その発生の防止のための普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(野生鳥獣の肉の安全性の確保)

第14条 県は、食用に供する野生鳥獣の肉の安全性を確保するため、野生鳥獣の肉を取り扱う食品関連事業者に対する指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報収集等)

第15条 県は、食品関連事業者及び県民に正確かつ適切な食品の安全性に関する情報を提供するため、食品等の安全性に関する情報の収集及び分析その他必要な措置を講ずるものとする。

(国、地方公共団体及び関係団体等との連携)

第16条 県は、食品の安全・安心に関し、国及び他の地方公共団体との情報の共有、意見交換及び連携等に努めるものとする。

2 県は、食品の安全・安心のための施策を推進するに当たり、県民又は食品関連事業者が組織する団体等との連携に努めるものとする。

(監視及び検査体制の整備)

第17条 県は、食品の安全性を確保するため、食品供給行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

(危機管理体制の整備)

第18条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第19条 県は、食品の安全性の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 自主回収の報告

(自主回収の報告)

第20条 県内に事業所、事務所その他事業を行う場所を有する食品関連事業者は、その生産、採取、製造、輸入、加工又は販売をした食品等の自主的な回収に着手した場合であつて、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1) 食品衛生法の規定(同法第19条第2項の規定にあつては、規則で定める場合に限る。)

に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 自主的な回収に着手した食品等を販売した相手方が特定され、かつ、その相手方に直ちにその旨を連絡することができる場合
- (2) 自主的な回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかな場合
- 3 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合は、速やかに、その内容を公表するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合であって、当該報告に係る回収の措置が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告をした食品関連事業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずるよう指導等を行うものとする。
- 5 第1項の規定による報告をした食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その終了した期日その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

第4章 雑則

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(放射性物質による食品への影響に対する対応)
- 2 県は、食品の安全・安心のための施策を実施するに当たり、近時の放射性物質による食品への影響に対する県民の不安を解消することに特に留意するものとする。
(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の11の項の次に次のように加える。

<p>11の2 長野県食品安全・安心条例（平成24年長野県条例第 号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第20条第1項の規定による食品等の回収の報告の受理 (2) 第20条第3項の規定による食品等の回収の報告の内容の公表 (3) 第20条第4項の規定による指導等 (4) 第20条第5項の規定による食品等の回収の終了の報告の受理 	<p>長野市</p>
---	------------